文化革命の理念と現実

--- 代行主義批判と理性の革命 ----

かがみぬめれる

はじめに

- I 代行主義と理性の諸範疇
- Ⅱ 中国革命における代行主義批判の原基についての 初歩的考察
- Ⅲ 代行主義への退行と継続革命
- IV 文化大革命理解のための視座

はじめに

誰もが知るように中国革命は長いあいだ工業労働者階級をその主要な前衛勢力とすることなく遂行されてきたものであって、むしろ全人口のうち絶対多数を占める貧農・下層中農階級(以下、下層農民と略)を中心としたきわめて農民革命的色彩の濃いものとして推進されてきた。しかしながら、この革命の前衛党たる中国共産党は、解放後、少なくとも52年末の総路線の提起以後、いちはやくブルジョア革命の課題を越える社会主義革命の課題を提起したとし、また下層農民みずからがこの課題を実現する力量のあることを実証したのであった。さらに社会主義革命を越える継続革命の課題の提起とその実現についても同様のことがいえるのである。

こうしたことは中国革命以前には歴史上前例のないものであって、社会主義革命を工業労働者の主導によってのみ可能なものとみなすマルクス主義イデオロギーの通俗的解釈からは理解不能なことであった。むろん、マルクス・エンゲルスの

1870年代および1880年代におけるロシア・ナロードニキたちとの往復書簡のなかにこのことを予感した部分があったことを指摘することも可能である(注1)。しかしかれらはいぜんとして西欧における社会主義革命の実現を先行条件としてのみ,前資本主義段階にあるロシアにおいて農民主体の社会主義革命という特殊革命形態が可能となると考えていたのであって,とうぜんこれをそのまま中国革命の事例にあてはめることはできない。

かつて、ドイッチャーはこうした中国革命の特殊性を「代行主義」という言葉をもって説明しようとした(注2)。つまり「ある不在な、それとも無活動な社会階級を代表する、もしくはその代わりになる、党または一団の指導者たちの活動」による革命として中国革命を特徴づけたのである。ここでいう「不在な、それとも無活動な社会階級」とはもちろん工業労働者階級のことにほかならない。ドイッチャー的理解からすれば、中国共産党、とりわけ1930年代以後の党は下層農民の利益の代弁者でありながらも、同時に観念的には、なお不在ではあるがやがて大工業の発達とともに登場してくるはずの工業労働者階級とつねに一体不離なものとして考えられているのである。

このドイッチャー的「代行主義」の理解にはほぼ次の三つのことが含意されている。すなわち, (1)大衆の政治活動を「代行」するものとして党は

存在する。大衆は直接的には政治活動を行なうも のではなく、党の指導という媒介を通じて間接的 に政治活動を行なう。(2)党がこの「代行」活動を 行なうのは、大衆の大半がいぜんとして政治的に プチブル的二面性、つまり平等主義志向と土地私 有志向との二面性を充分に超克することのできな い下層農民によって占められており、真に政治的 に自覚的かつ革命的な工業労働者が未成熟で少数 にとどまっているからである。明らかにここには、 唯一工業労働者のみが真に革命的であるとみなす 「出身階級決定論」の論理が伏在している。(3)以 上と関連してこの議論は、まず生産力が機械化の 進展とともに発展し、これに伴って生産関係が大 量の工業労働者を生みだすような資本主義的なも のに変革されて,はじめて代行主義政治の克服, つまり工業労働者大衆による直接政治参加が可能 となり、これとともに社会主義革命が展望できる ようになるとする客観主義的三層決定論を前提し ている(注3)。

こうしてドイッチャーにおいては代行主義は否 定されるべきものでないだけでなく、かえって過 渡的には不可避的に必要なものとしてとらえられ る。

しかしながら解放前はもとより解放後もいぜん 低い生産力水準にあった中国革命の現実において いちはやく提起されてきた「継続革命」の課題と は、後論するように一貫してこの代行主義的政治 を克服しようと目指すところにあった(注4)。

中国革命におけるこうした代行主義的政治の克服過程は、実は大地を這うようにして生きる中国人庶民の批判的精神(理性)の進展過程、つまりかれらがどのレベルの状況を(どのレベルの人間を、そしてどのレベルの事物を)批判する「権利」を、真に自前のものとして保有するに至ったかという

問題と密接に関係している。ここで問われるのは 党や国家の指導者たち,あるいは前衛たちの批判 的精神ではなく,あくまで中国人庶民のそれであ ることに留意していただきたい。

小稿の課題はこの批判的精神の進展過程を考察 するに当っての大まかな理論的枠組を初めに明ら かにすること、次いでその具体的様相についての 初歩的検討を行なうことである。

(注1) たとえばマルクス・レーニン主義研究所編『マルクス・エンゲルス選集』第13巻「『祖国雑記』編集部への手紙」および同巻「ヴェラ・ザスリッチへの手紙」など、大月書店。

(注2) ドイッチャー著,山西英一訳『毛沢東主義』 新潮社 1965年 40ページ等。

(注3) スターリンの三層決定論およびその中国における反映については拙稿「哲学論争」(野村浩一編著『文化と革命』 三一書房 1977年) 180~192ベージ。出身階級決定論に対する文革期における紅衛兵の手による批判については拙稿「文化大革命の路線とその思想」(『現代の眼』 現代評論社 1976年7月号)。

(注4) 継続革命論の系譜については辻康吾「『継続革命論』の成立過程」(『アジア経済』 第18巻第12号 1977年12月)。

I 代行主義と理性の諸範疇

問題を平易に掘り起こすために、わたし達に身 近な日本における問題に関連させながら議論を始 めたい。

政治的市民(イデオロギー・理念上の批判を自覚的に行なう庶民)の復活を主張し、みずから市民運動を実践する久野収氏は、現代日本における政治を「代行主義」政治として特徴づけ、これを批判している(注1)。

久野氏は資本主義の発展がコミュニティをソサエティへと解体してゆき,それとともに理性を分化せしめるという側面を重視する。氏のいう理性の分化とは,「普遍的人間目的そのものを定立す

る理性」(理念定立的理性)と「既成目的に従属す る理性 | (手段的理性) への理性の分化のことであ る。コミュニティにおいては,たとえばイギリス のボローや、アメリカのタウン・ミーティングな どのように、この理性は人民の中で未分化に合体 しながら機能する。しかしながらソサエティでは、 理念定立的理性を担う主体―抽象的権利主体と, 手段的理性を担う主体一具体的経験主体とが分化 し、人民は後者の主体にしかなりえぬ存在へと追 いやられることによって、もはやトータルに理性 を使用することが不可能になる。この結果、政治 的市民の不在、「政治動物(普遍的人間目的をも定立 する権利を持つ庶民)」としての人民の不在が生じ, 「政治がくろうとによって汚されるというビジネ ス化、専門化」が発生する。これが現在の日本の 政治状況における代行主義であるという。久野氏 の提起している「代行主義」批判をより明晰なも のにし、中国革命の現実に対しても有効な議論と して役立たせるためには氏の提起した二つの理性 **範疇および二つの主体範疇を再検討し**,かつ必要 に応じて新たな範疇を提起しなくてはならない。

ところでここでいうイデオロギー・思想 (理念) と氏の言うところの手段的理性における「手段」 との間には、論理的にも、実体的にも、理念が抽象的で手段が具体的であるといった定義付けだけでは済まされないようなかなりの距離が残されているように思われる。そこでわたしはこの二つの理性範疇の中間に追加的に次の二範疇を措定する必要を感ずる(注2)。

まず第一にわたしはそうした中間的範疇として 周知のヴェーバーの価値合理性を挙げることができる。価値合理性は前記の理念定立的理性とは異なって、むしろイデオロギー・思想(理念)に対しては信念・確信などの自覚的・意識的緊張感は働くとしても、反省的批判的には意識は働かず、基本的にはこれを所与のものとして受けとる。さらにこの理念を現実化するものとしての行為の方向づけ(つまり行為の目的)が当の理念に適合的であるか否かを考量しながら、「目的を定立する」というのがこの理性の定義である。その場合、当然目的一般に対しては、この理性は反省的批判的契機を持っている。実体的にはわたしはこうした目的を政策・戦略として措定しておきたい(注3)。

第二の中間的範疇としては同じくヴェーバーの目的合理性が挙げられる。目的合理性は、政策・戦略(目的)に対しては信念・確信などの自覚的・意識的緊張感は持つが、反省的批判的な意識は働かず、基本的にはこれを所与のものとして受けとる。さらにこの目的の達成のために必要となる諸手段の当の目的に対する適否、可能性などを考量しながら試行錯誤的に「手段を定立する」というのがこの理性の定義である。その場合、当然手段一般に対しては、この理性は反省的批判的契機を持っている。実体的にはわたしはこうした手段を生活手段・生産手段として措定しておきたい。

以上二つの中間的範疇を提起したのち、最後に わたしが問題とする範疇は久野氏の提起した手段 的理性である。手段的理性は、生活手段・生産手 段に対しては信念・確信などの自覚的・意識的緊 張感は持つが、反省的批判的な意識は働かず、基 本的にはこれを所与のものとして受けとる。手段 の上に論理的・実体的に位置する政策・戦略(目的) イデオロギー・思想(理念)に至っては、この理 性がそれらを所与として受けとる度合は一層強く、むしろ意識の背後に隠れさって自覚的緊張感すら働かない。所与として受けとった手段を把持し続けることにのみ意識的である手段的理性の担い手は、政策・戦略(目的)に奉仕するほかの諸手段(手段としての他の主体、および生活・生産諸手段)と生物学的生命過程に拘束される者として、一種習慣的あるいは条件反射的な行動を目指すことを通じてリズミカルに統合されることにのみ自覚的・意識的たろうとする。元来、批判的精神を指して理性と呼ぶのだとすれば、何ものに対しても反省的批判的契機を持たない手段的理性は厳密には理性の名に値しない。

以上の議論からわたしは改めて要約以下の四つの理性の範疇を提起する。つまり(1)理念定立的理性,(2)目的定立的理性,(3)手段定立的理性,(4)手段把持的理性(手段的理性)である。

ところで久野氏が理念定立的理性の担い手を抽象的権利主体,手段的理性の担い手を具体的経験主体と呼んでいることに若干検討を加えておこう。わたしが提起した理性範疇に沿って議論を拡大すれば,実際には(1)(2)の理性の担い手が抽象的権利主体と呼ばれ,(3)(4)の理性の担い手が具体的経験主体と呼ばれうるであろう。

まず抽象的権利主体についてである。 久野氏によれば、理念定立的理性は「普遍的」人間目的を定立する理性とされているが、それが何故「普遍的」という形容詞を冠せられるのかといえば、ひとつにはこの人間目的なるものが、この理性の担い手の眼からは少なくもその時々の歴史的時期において特定の狭い空間にのみ妥当するものではなく、一定の空間上の普遍性を持つもの、たとえば中国の全土において、あるいは世界全域において妥当する目標として考えられていることによる。

つまりこの主体の持つ空間意識の中には少なくも 彼が目にし手に触れうる具体的生身の空間を遙か に越えた空間が含まれているのでなくてはならな い。さらにこの主体はこうした空間意識上の普遍 性に即応して、その実際の活動空間を、面識隣人 空間,たとえば地縁的・血縁的空間を越えた空間、 中国の場合でいえば県城以上の省都・中央レベル の空間に置く傾向を持つ。こうしたことは目的定 立的理性に関してもほぼいいうると考える。これ らの理性の担い手が「抽象的」権利主体と呼ばれ るのは、このようにこの主体の空間意識および実 際の活動空間がより具体的生身性から遊離してい るからである。次にこの主体が定立する新たなイ デオロギー・思想、新たな政策・戦略といったも のが、提起されたそのままの形では、未だ「有形 | の成果を伴わない抽象的なものにとどまっている ことも一つの理由となるであろう。こうした主体 にあっては「有形の」成果に対してはヴェーバー が述べたように、失敗を恐れないという意味で無 関心なことがその特質である。

とはいえこのような抽象的な理念や目的も実は 生活を営為する生身の有体な(有形の)人間によっ て担われることによって存在し、運ばれ発展する (注4)。つまりここではその存在根拠がなお具体的 な有体の人間にあることに留意すべきである(注5)。

いずれにせよ以上のような意味において,抽象 的権利主体が行なう批判的活動,新たな理念・目 的の定立は,新たな理念(観念)の実現過程(物象 化過程)が始まるための基礎条件をなすのである。

これに対し(3)(4)の理性の担い手が具体的経験主体と呼ばれうるのは、それらが抽象的権利主体によって提起された新たなイデオロギー・思想、新たな政策・戦略を生きた現実の中に具体化し、有形なものに変えてゆく過程に関係する主体だから

である。

手段定立的理性の担い手は新たな政策・戦略 (目的)を実現するのに必要な諸手段を見つけ出し定立しようとする。この担い手によって有形の生活手段・生産手段が設けられ、試行されかつ整備されるという意味では、それは否応なしに一定の有形の成果を伴うものであり、試行の成果が所与の目的に適った期待通りのものであるか、または期待はずれのものかといった違いはあるにせよ一定の観念の実現(物象化)を帰結するといえる。

一方手段把持的理性の担い手は理念の実現(観 念の物象化) 過程完了後の安定的 段階により関係 している。手段把持的理性の担い手相互の間では 一定の意味世界(観)が安定的にかつ無自覚に共 有されており、これによってかれらは自己の生活 ・生産空間に登場してくる有形の万物に一定の共 同に了解された意味を習慣的に付与し、かつこの 意味に添ってその生活・生産的営為, つまり物質 代謝の様式=生活・生産様式を確定している。そ こでは人間は確定した生活・生産様式に無反省に 従いながら基本的に生命維持的な動機によって動 く<習慣的身体>と 化すことを 目 指 すのである (注6)。実は理念の定立と目的の定立と手段の定立 によってこそ、自己の生活・生産空間に登場して くる有形の万物に一定の共同に了解された意味が 付与され生活・生産様式が確定されたのである。

いずれにせよ手段把持的理性の担い手こそイデオロギー・思想が物象力を現象するための実体としてのエネルギー提供者である。代行主義政治の安定的支配下にあっては、それは生命維持の必要に応じてのみ活動しようとする無批判な存在にほかならない。

ともあれこうした存在者は,真木悠介氏の表現 を借りれば「『私の生活』に沈淪する者」であり, 「『自由な実存』のあらゆる実践の意味が盗まれた者」であり、そこでは自己自身の実践が自分にとってよそよそしい「物」と化すのである。さらにそこではかれら自らが「私の生活」の意味をかすめ去るこうした物象化機構の加担者となってが自己を表した「情況のうちに言葉と思想を獲得することなしに「情況のうちに管いてある」のである(注7)。かつて孫文が中国の大衆を形容して「バラバラな砂」と述べたことは、この「私の生活」に沈淪する者という形容と対応するものである。如何にしてそれは「私の生活」に沈淪する者と呼ばれ得るのか?(注8)

ハンナ・アレントは生物学的生命過程に拘束さ れる者は基本的に「私的な生活」を送る者である という。たとえば激しい肉体的苦痛を味わう者に とってその苦痛は「すべてのもののうちで最も私 的で最も伝達しにくいものである」「私生活者が なすことは全て他人にとっては意味も重要性もな い。そして私生活者に重大なことも他人には関心 がない」(注9) 真木氏のいう「実践の意味を盗まれ た者」という表現はアレントの「私生活者のなす こと(実践)は全て他人にとって意味を持たないし という表現と表裏をなしている。つまりここで問 題となるのは実践の自分自身にとっての意味と他 人にとっての意味の共同性であって、そうした共 同的意味が自覚化しえないという形で盗まれてい るのである(注10)。つまり手段把持的理性の主体は イデオロギー・思想が物象力を現象せしめるため の実体としてのエネルギー提供者であるがゆえに かえってこの物象性の背後にあるイデオロギー・ 思想の意味共同性を自覚化しえないのである。な ぜならこの理性は、理念・目的・手段のいずれに 対しても非反省的であるからである。代行主義政 治の下でかれらからこの意味共同性を「盗んだ」

者は、抽象的権利主体にほかならない。ハンナ・アレントはこうして意味を盗まれ生物学的生命過程に拘束される者としてほかの諸手段(手段としての他の主体、および生活・生産諸手段)とリズミカルに統合されることを目指す主体の行動を「労働」と呼ぶ。

以上の議論から四つの理性の階段が実は理念の物象化(実現)過程に対応していること、階段を逆にさかのぼれば、それは共同的意味世界に対する反省的意識の深度を表わすことが明瞭であると思う。

当然のことながら、代行主義は理性の分化を前 提として登場する。改めてわたしの議論に沿って 代行主義についての定義を下すなら以下のように なるだろう。つまり形ある成果を直接に伴わない 理性 (理念定立的と目的定立的) が抽象的権利主体 としての国家および党派の成員、とくにその指導 層によって独占され, 具体的経験主体としての市 民社会および大衆社会の成員が形ある成果を直接 に伴う理性(手段定立的と手段把持的)のみしか行 使しえない者へと押し込められている状態、代行 主義とは典型的にはそうした事態を指していうの である。それゆえそこでは党と大衆社会の分裂、 あるいは国家と市民社会の分裂が現象せざるをえ ない。空間上の問題としては、中国においては、 この分裂は面識隣人空間の上限である基層空間レ ベル(農村においては郷レベル,都市においては居住 空間では街坊レベル,職城空間では工廠レベル)と, それ以上の空間レベルとの間の分裂としてもとら えられる。

もちろん上の叙述は典型的代行主義についての ものであり、現実には理性の分化はより多様な形 で主体のあり方を決めるものである。たとえばま ず抽象的権利主体といえども、生ける者、生活を 営為する者としてはまた具体的経験主体でもなければならない。卑近な例では、政治家も家に帰れば父であり夫であり、つまり私的生活者である。問題は具体的経験主体のみにしかなりえない者であれば、その中に沈淪し眠り込むことを義務として課せられるはずの共同的意味世界を、彼の場合には抽象的権利主体にもなりうることによって、反省し揺らがすことが権利として許されていることにあるのである。もちろん彼が現実にその権利を行使するか(できるか)どうかは別個の問題である。さらにこの権利を彼に与えた者は実は具体的経験主体によって物象力を付与された共同的意味世界自身にほかならない。

同様なことは裏返した形で具体的経験主体についてもいいうる。彼らの場合には共同的意味世界に沈淪し眠り込むことが義務として課せられるのである。ここでも彼らがこの義務に従うか(従えるか)どうかは別個の問題である。そしてこの義務を課したものは同様に彼ら自身によって物象力を付与された共同的意味世界そのものである。

一般的にいえばあらゆる人間主体は可能性としては四つの理性をトータルに働かしうる潜勢力を持っているとみなしてよい。問題はこうした共同的意味世界を共有した人間主体が、この共同的意味のもっとも重要な部分として上述のような権利一義務形式を了解(了承)し合っていることなのである。理性の分化はこうして一つの権利一義務形式についての相互了解によって特徴づけられることになる。

代行主義が超克される際の過渡期にはひとまずこうした権利一義務形式についての了解が基層空間において、既述の空間上の分裂を克服するような形で崩壊し、その崩壊のひと通りの完了によって共同的意味世界自体も基本的に崩壊する。

次にこうした代行主義の超克過程では理性の働きはいかなるものとなるのか、簡単にそのパラダイムを明らかにしたい。

問題は理性の諸範疇における所与性あるいは被 規定的側面と、能与性あるいは定立的側面とが弁 証法的関係にあることである(注11)。

まず所与性については既述のように、目的定立 的理性にあっては理念が、手段定立的理性にあっ ては目的が、手段把持的理性にあっては手段が、 各々自覚的に所与として認識される。ところでこ こでの所与性とは、当の理念・目的・手段が過去 にすでに産み出されたことがある(過去性),もし くは反復して産み出されており(反復される事実性) それゆえ今後将来とも産み出しうるに違いないと 確信されていることを意味する。一般にこうした 場合、所与の理念・目的・手段によって一定の (全面的とは限らない) 物象化の階段を経て過去に 産み出された成果が、現在する情況の中に過去か ・・ らの一つの事実的堆積として埋め込まれてあるの であり、この事実的堆積によって各理性が規定さ れているのである。抽象的な旧来の理念・目的の 場合、それらが一つの事実性を帯びるのは、やは り有体==有形な人間によってのみそれらが提起さ れうることによるのである。これとは対比的に, 事実としてのあるいは成果としての旧来の手段の 場合は、むろん担い手たる人間の有体性を越えて 客観的にそれ自体が形あるものである。

ところで所与として前提される理念・目的・手段は実は各々の理性にとって疑いを挟む余地のない究極的目標でもあり、その意味ではそれはまた「目指されるべき」未来性でもある。それが所与性であるとともに一種の未来性でもあるのは、各理性が現在する情況の中に埋め込まれている過去からの事実的堆積の上に未来にもさらに反復して

同じ事実を成果として加えようと自指すものだからである。こうして各理性の所与性あるいは被規定的側面はまた「過去性としての未来性」を持つともいわれうるのである。言い換えればそれは旧来のものを未来に向かって反復維持するものであり、その限りではそれは能与的でもあるが、とはいえそれは何か根本的に新しいものを産み出しうるのではない。それは各理性によって程度差はあれ、基本的に「情況に盲いてある側面」であり、「揺らがない側面」である。つまりそれは確定した一つの様式にほかならない(注12)。

この側面においては各理性における反省的契機 あるいは否定的契機が重要なものとなる。つまり 理性が能与的・定立的であるためには何よりもま ず、現在する情況の中に埋め込まれている過去か らの事実的堆積に対する反省、そして未来にもさ らに反復して同じ事実を成果として加えようと目 指すことに対する反省が条件となるからである。

換言すればそれは生活・生産様式――人間の物質 代謝様式の転換の契機である。

問題はひとたびこうした生活・生産様式が反省・ 否定されるや、その批判する主体はそのままでは 自己の生活・生産空間に登場する諸物を意味づけ ることが出来なくなり、したがって生活・生産を 営為することが出来なくなることである(注13)。

もちろん理性の能与的・定立的側面は元来単な

る所与的側面の反省・否定であるのではなく,同時に新たな生活・生産様式を産み出そうと目指すものである。とはいえ既述のように理念定立・目的定立・手段定立の三層の定立過程によって手段把持的理性の担い手が登場するまで,つまり物象化過程が完了するまではこうした批判主体には有形の具体的な手段—生活・生産手段は与えられないのである。こうして通例,人間主体は所与的側面に対する完全な反省・否定はなし得ないものと考えられる(注14)。実際には人間主体は理性の所与的側面と能与的側面とを同時的に保有しているのであり、むしろ両側面は,理性の反省的作用の深度を示す際の両極としてあるというべきである。

理性の定立的側面にまつわる否定的契機は各理性によって程度差はあれ、基本的に「情況から覚めた側面」、あるいは「揺らぐ側面」とか形容しうるものであるが、この意味では人間主体は「揺らぐ意識」と「揺らがない意識」とを併せ持つことによってはじめて生きることができるといいうるのである(注15)。

より具体的にはこの否定的反省的契機はまず具体的経験主体の所与の「手段」に対する反省・否定として始まり、ついでそれが所与の「目的・理念」へと及んでゆくのであるが、そのためには事柄はより生活・生産に密着した基層空間レベルから始まらざるをえない。

以上のような議論をふまえて次章では中国革命 の現実を、初歩的にではあるが可能な限り具体的 に検討しつつ論を進めたい。

(注1) 久野収『権威主義国家の中で』 筑摩書房 1976年,とりわけそのうち「格子なき牢獄国家の論理」「強権の思想のなかの憲法」「危険な管理ファシズムの進行」。

(注2) 以下の行論におけるヴェーバーに関する議論はおおむね、青山秀夫『マックス・ヴェーバーの社会理論』 岩波書店 1965年、とりわけそのうち第一

論文「マックス・ヴェーバーに於ける行為,理解および理想型」,およびカール・レヴィット著,柴田・脇・安藤共訳『ウエーバーとマルクス』 未来社 1966年,とりわけそのうち第一篇「『合理 化』を手引とするウエーバーの市民的資本主義的世界の解釈」の議論に依った。

(注3) 本論文で使用する目的―手段の範疇は単なる論理学上の範疇ではなく、以下に明らかにするように実体的範疇として用いており、理念・目的は有形の成果を伴わないもの、手段は有形の成果を伴うものとして定義されている。

(注4) マルクス・エンゲルス著,廣松涉編訳『ドイツ・イデオロギー』 河出書房新社 1974年, とりわけ31ページ前後を参照のこと。

(注5) むろんこうした理念・目的が有体の人間以外の所に独自な存在根拠を持つというように当の担い手たる人間によって私念されることはありうる。そこではつまり理念・目的等の存在根拠が見失われているのであり、その限りでそれは存在根拠を見失っていない場合と較べて相対的に無自覚的、盲目的であるといわれうる。後段で述べるようにこのことは理念の物象化と呼ばれる過程に関連している。

(注6) 「習慣的身体」という言葉はメルロー=ポンティの言葉である。ポンティはこれを「現象的身体」などとも呼び換えている。これに対立する概念としては「現勢的身体」とか「客観的身体」とかいう言葉が用いられる。M・メルロー=ポンティ著、竹内・小木共歌『知覚の現象学』 I みすず書房 1974年、とりわけ第一部「身体」149ページ、184ページ等。

(注7) 真木悠介『人間解放の理論のために』 筑 摩書房 1971年,とりわけ「1未来構想の理論」を参 照。

(注8) 孫文著,安藤彦太郎訳『三民主義』上巻 岩波書店 1971年 13ページ。

(注9) ハンナ・アレント著,志水速雄訳『人間の 条件』 中央公論社 1975年 51ページ,59ページ等。

(注10) 《共同的意味世界についての定義としての補論》問題をより具体的に展開しよう。わたし達はわたし達の前に登場する万物に一定の意味を付与することによってわたし達の生産様式を維持している。たとえば私が今ある喫茶店にいたとしよう。喫茶店にいる私はコーヒーを飲みに来た客である。このような私に対して喫茶店にはコーヒーを入れてくれるマスターが

その際各主体に関しては、サルトル的にいうなら私 は客らしく,彼はマスターらしく,彼女はウエイトレス らしく,各々扮技するのであり,それはこの店にやって くる前の私は未だ客ではなく別の何者かであったし、 彼や彼女もまた店が開く前には未だマスターやウエイ トレスではなく別の何者かであったからである。つま りそこでは客やマスターやウエイトレスは各主体にと って目指されるものとしてあるのである。この意味で は各主体は情況=場にあるのではなく、情況=場にな 。 る (を作る)のである。各主体が家庭や会社といった情 況=場になる場合も事情は同様である。生活・生産様 式とはつまりいかに情況になるかというその仕方にほ かならない。社会の安定期にはこうした情况毎のリズ ミカルな物質代謝様式は, 異なる情況の間で各個に確 定されつつも一定の補完作用や重複をもって有機的に 結合して全社会的な生活・生産・様式を作り上げてい る。以上の議論はサルトル著, 松浪信三郎訳『存在と 無』人文書院 1972年, 特に「対自存在─Ⅱ対自の事 実性 | などの議論, および廣松渉『世界の共同主観的 存在構造』勁草書房 1972年の議論などから示唆をう けて行なった。

(注11) 以下の議論のうち、過去・現在・未来といった時間性の問題に関しては前掲真木悠介氏の著書の 議論から多くの示唆をえている。

(注12) (注14)における議論を参照。

(注13) たとえば公害文化を反省・否定する者がかりに騒音公害をまき散らす新幹線の乗車を拒否し、また排気ガスを出す自動車に乗らないなら、容易には東

京一大阪間を往来できなくなる。生松敬三・木田元『理 性の運命』中央公論社 1976年 210ページなど。

(注14) 現象学的用語を用いれば完全な判断中止 (エボケー), 完全な現象学的還元はなしえないという 風にもいいかえうるであろう。たとえばポンティは前 掲書のなかで, いかなる反省も無状況的ではありえな いこと, つまり反省的意識は自己の湧出する状況その ものを知りうることは最終的にありえないがゆえにそ うした状況に内属せざるをえないと述べている。ポン ティ 前掲書 89ページ等。

(注15) ここで用いている「揺らぎ」の概念は現代生物学の中で使用された用語をヒントとしている。分子生物学者の大沢氏によれば「揺らぎ」は生物主体と環境との両方にあって,一つの不確定性を作り上げているが,かりにある生物主体が揺らぐことがなく,「一つの環境で完全に一定の状態に保たれるなら,環境が変ってもそれに応じて変化することはできない」と述べている。大沢文夫「生物の行動と"ゆらぎ"」(『自然〔中央公論社〕』 1974年6月号)。

Ⅲ 中国革命における代行主義批判の 原基についての初歩的考察

抗日戦争と国共内戦を経て達成された中国革命は当然のことながらまず旧来の理念・目的・手段の事実的堆積を所与としてうけとってきた庶民、それゆえそれら旧来の理念・目的・手段が体している共同的意味世界に沈淪し眠り込むことを義務として課せられてきた庶民が、この義務を放擲しかくして共同的意味世界そのものを批判し反省しさらに破壊しうる地平をわがものとすることから始まった。

わたし達はこうした地平の端初的様相を第二次 国共内戦期前夜の1927年3月に毛沢東が書いた 「湖南省農民運動の視察報告」の中に見出すこと ができる(注1)。そこではそれまで唯々諾々として 地主・官僚権力に従ってきた下層農民が公然と反 乱する様が描かれている。この描写の中で注目に 値するのは旧来の支配の暴力的側面に対する下層 農民の暴力的反乱の部分ではむしろなく,旧来の支配を支えてきた共同的意味世界に対する破壊を記述した部分である。たとえば報告は次のように記述している。「婦人や貧乏人は祖先廟の祭りの酒盛りにでられないという昔からのしきたりもうちやぶられた。衡山県の白果というところの婦人たちは,隊をくんで祖先廟におしいり,どっかりとすわりこんで酒盛りをしたが,一族の長老たちも,かの女たちのするままにさせておくほかなかった。またあるところでは,貧農は祖先廟の酒盛りにくわわることを禁止されたので,一群の貧農たちがおしかけていって,さかんに飲んだり食ったりした」云々。

祖先祭礼に関する習慣は、旧中国では華北より 華中・華南により色濃くかつ普遍的に存在したと いわれる同族的村落共同体の, 結合原理として, つまり共同態的規制をなす血縁原理の中軸をなす ものとして重要な思想的 (理念的) 象徴ともいう べき生活・生産様式であり、それゆえそこでは一 応共同体成員の全員の参加が許される場合でも, 一定のタブーによって支配-従属関係あるいは権 利―義務形式を内面化するような参加様式上の差 別が設けられ、この差別を全成員が相互に了承し ていたと思われる。こうした権利一義務形式の内 面化によって一定の代行主義的政治支配がまず郷 村レベルで貫徹してゆくのである。陳翰笙は次の ように華南農村について結論している。「現在の 農村の自治制度に於ては、郷長及び村長並びにそ の下僚達は、大部分強力な氏族の権力者によって 推薦されるのである。多くの氏族役員自身が同時 にさうした長官になっている」(注2)

むろんこうした代行主義が行き過ぎることによってかえって血縁的結合が危機に瀕することにもなるのである。

郷村レベルあるいは基層レベルにおけるこの種の共同態的了承関係の崩壊が何よりもまず重要視されねばならないのは、このレベルに登場する主体の中にこそ具体的経験主体が枢要な働きを持つ者として含まれるからである。具体的空間としては了承関係の中心的位置はこの郷村=基層レベルにあるといってもよい。

毛沢東の上の報告からも明らかなように、1920年代後半にはこのレベルの了承関係が破壊され始めていたのである。こうして下層農民を中心として組織された湖南省の農民協会は、「自由」「平等」「三民主義」等の諸理念を新しく選びとってこれを宣伝しただけでなく、これらの新しい理念に基づいて、様々な新しい政策=目的、たとえば賭博・アヘンの禁止、豚鶏飼育規制、農民学校の開設、協同組合の創設、道路堤防建設などを提起し実施したのである。当然それは新たな生活・生産様式の導入でもあったわけである。

ところでこのような様相はむろん突然に現れた 訳ではなかった。

そもそも1911年の辛亥革命に際して、あるいは それ以前の太平天国期以来、すでに基層レベルに おける下層農民の決起の歴史がみられるという指 摘も可能である。しかしながらたとえば波多野善 大氏が明らかにしたごとく辛亥期の農民運動は依 然下層農民の直接的決起というには未熟なものが あり、むしろ比較的知的水準の高い、したがって 農民エリートからなる各省の新軍が実質的武装力 をなしたともいわれる。さらに市古宙三氏の指摘 では、各地の農民運動はやはり郷紳層=氏族的権 威者によって指導されたものであったとされる。 要するに少なくとも辛亥期までの農民運動は依 然、基層レベルにおける権利—義務形式に関する 了承関係が基本的に破壊されないまま進行したと いえるのであろう(注3)。

周知のように旧中国の安定期にある王朝社会にあっては、理念定立的理性、目的定立的理性は国家官僚およびその周辺にある読書人階級、地主紳士によって独占されていた。つまり基層レベルに生きる具体的経験主体である下層農民の中から所与のイデオロギー・思想(理念)、政策・戦略(目的)、に対する自覚的批判・反省と新たな思想や政策の提起がなされることはまずなかったとみてよい。ありえた形態はせいぜい一揆主義的、したがって基本的には生命維持的動機に基づく反抗であったと思われる。

たとえば旧中国の農民運動は、「抗租・抗糧」 闘争としてひとまとめにして呼ばれるのが诵常で あるが、太平天国期および辛亥革命期における農 民運動についての小林一美氏の優れた指摘によれ ば,実は抗租闘争(小作料に反対する闘争)と抗糧 闘争(土地所有税に反対する闘争)は、かつて共同 の闘いとして統一戦線的な自覚的結合のもとに闘 われたことがほとんど皆無に近かったとされてお り、この点上述のわたし達の議論に深い示唆を与 えてくれる(注4)。より具体的にいえば、「地主の佃 租徴収の際における枡目の不統一、副租の徴収、 佃租輸送料の佃農層への押し付け, 恣意的増租や **苛酷な収奪・待遇等に対する抗議・反抗」として** の抗租闘争は基層=郷村レベルにおける下層農民 の地主層に対する反抗にほかならず、そこでは闘 争は終始生命維持的動機に基づいて、したがって 「私的日常的生活者」としての領域から基本的に 超出することなく、ほぼ手段=生活・生産手段に 対する批判に終始し,終に所与の思想=理念,政 策=目的に対する批判の「権利」を奪取すること なく、つまり既述の権利一義務形式についての了 承関係を破壊することなく進行するにとどまった (注5)。一方,通常,地方官吏=知県の恣意的増税・不正・土地税の階層別不平等に対する有産農民(自作農・自小作農・手作り中小地主)を中心とした闘争である抗糧闘争は空間的には基層レベルを超えて,県ないし省レベルに基盤を置くものであるが,このような空間意識に支えられた有産農民の批判意識は当然政策(目的)レベルにおよぶ反官・反公権力的なものではあったが,それゆえにこそ,逆に基層レベルにおける生活・生産様式に対する,つまり手段に対する自覚的批判が脱落し,常に所与の思想(理念)の物象性がどのレベルにあるのかを見抜けず,かくしてその批判は観念的レベルにとどまった限りで,官・公の政策(目的)上の改良によってとり込まれる結果となっていたのである。

小林氏の指摘するようにこうした抗租闘争と抗 糧闘争の間にひとつの決定的断絶があったとすれ ば、それは空間的には基層=郷村レベルと、県・ 省レベルとの間の断絶であり、理性段階の上で は、手段定立的理性と目的定立的理性との間の断 絶、あるいは具体的経験主体と抽象的権利主体と の間(ここでは無産農民=佃農と有産農民エリートと の間)の断絶であったといってよいと思われる。 こうした断絶こそまた代行主義政治の基礎をなす ものでもあったのである。

このような代行主義政治が崩壊するのは、一つの過渡期、つまり旧来の同一の理念の下における目的(政策)上の改良的あるいは試行錯誤的な定立によってはもはや基層レベルにおけるいかなる生活・生産様式、生活・生産の営為をも維持しえなくなる過渡期が訪れる時である。そこではこうした改良的目的定立を許されてきた抽象的権利主体(有産農民エリートを含む)が否応なしにその眼を基層レベルに向け始めることによって、基層レ

ベルでの旧来の理念に対する反省的契機、つまり 理念定立的理性の働きが重大化する。

批判意識の覚醒は時に下層農民の間にきわめて アナキーな現実破壊的行為を開始せしめることす らありうる。もちろんそこでは所与の意味世界 (個々の事物が体している意味) が決定的に破壊され ているのである。とはいえこの批判意識の覚醒が 目的定立的理性と理念定立的理性行使の権利獲得 つまり既述の権利一義務形式を破壊する意味革新 に至るには若干の距離が残されている。しかしな がら下層農民はこうした過渡期には少なくとも新 たな理念 (思想), 目的(政策)の存在を知ろうとし さらにそうした新しい理念・目的に対して選択的 意識を働かせようとする能動性を持つに至る可能 性がある。逆説的にいえば、新しい理念・思想、 目的・政策が下層農民の前に提示されていたとし ても、旧来の理念、目的が各々政策や生活=生産 手段の改良的定立によって一定の生活・生産様式 をその範囲内に維持しえている限り,下層農民に とって新しい理念,目的は意味のないもの,つま り具体的事物に肉化されていないものであり、し たがってそれはたとえ語られたにせよ、見えない し知られることはないのである。

このような過渡期は毛沢東が上記報告を発表するほぼ5年前、広東省海豊県に1人の気狂いが現れた時にその到来を予兆していた。

1922年5月,日本留学から帰国してまだ間もない1人の青年が海豊県の農村に入って街道の入口で演説を始めた。彼は始めから平等主義的あるいは三民主義的な色彩を帯びた新たな理念を、国家に向けてでもなく党に向けてでもなく、下層農民に向けて問いかけの形で提示していった。とりわけ彼は下層農民に地主に対する反抗権のあることを説いたのである。

青年の名は彭湃といい海豊県の大地主の四男に 生まれ、22歳で日本の早稲田大学に留学し、留学 中に浅沼稲次郎氏らの「建設者同盟」に参加し農 本主義的思想に影響されて帰国した(注6)。この意 味では彭は明らかに有産農村エリートであった。

農村におけるかれの辻説法ははじめ気狂いの所業とみなされた。まずかれの周囲の親戚一同がかれを気狂い扱いにした。と同時に農民たちもかれが「本当に精神病にかかったと信じていたものが多く」かれの姿を見ると「恐れをなして路を避けるくらいであった」。

彭が「気狂い」として扱われたことはきわめて 象徴的な意味を持っている。所与の意味世界が崩 壊する時には数多くの「気狂い」が現われる。重 要なのはここで「気狂い」と呼ばれる者は「気が 狂った者!として意味づけられているのであって、 「気を狂わせる者」として意味づけられているの ではないことである。ここでいう気とは所与の意 味世界の物象化した共同主観的世界である。それ は「社会的諸関係の総体」のもとにある主体性= 間主体性ともいいかえることもできる(注7)。つま りそこでは「何者かとしての自己」と「何者(物) かとしての他在しが対的構成をなして存在する。 たとえば彭湃が地主である場合, 「地主としての 彭」と「小作人としての誰か」が対をなす。しか しながら彭はトータルに地主であるのではなく, それ故常に地主であるのではない。つまり彭はあ る時、ある場所では地主ではなくて夫であったり ・文であったりもする。こうして「地主としての彭 | が成立するためには「地主でなかった彭」が「地 主になる」過程が必ず必要とされる。むろん彭は新 ・・・しく「地主になる」のではなく、過去にくり返し ·・・・・・・・・・・・・ そうしてきたような形で「地主になる」にすぎな い。それは既述のように旧来のものを未来に向か

って反復維持するような過去性としての未来を基 調としている。

「気が狂った者」とはこのような過去性として の未来を維持できなくなった者, 彭の場合でいえ ば「小作人としての誰か」を前にしながら「地主 になる」ことができなくなった者といった意味に 過ぎない。

ところで彭についていえば実は単純に「地主になる」ことができなくなったのではなく、既述の権利一義務形式についての了承関係を批判、否定したのみならず、一歩進めて所与の意味世界に対立する新たな意味世界を提起したのであって、この意味では未来性としての未来を提起する者でもあったのである。

さらにより重要なことは、この了承関係の批判 ・否定,新しい意味世界=理念・目的の提起に際 して彭湃が、組織や文章を介した間接的な形では なく,全く1人の生身の個人として自分の口と表 情を用いた直接的な言葉で、しかも空間的には基 層レベルに位置する郷村の農道の辻々で、下層農 民に問いかけの形で語りかけたことである。当初 下層農民にとって彭の言葉はやはり難解なもので あった。しかし既述のように旧中国の代行主義政 治の基礎が、空間的には基層レベルと県・省レベ ルとの間の断絶、理性段階の上では具体的経験主 体と抽象的権利主体との間の断絶にあったことか らして、やはり彭が相対的にではあってもより有 形的、具体的な言葉を用いたこと、さらに基層レ ベルにおいて言葉を発したことは重大な意味を持 つものである。

この意味では彭は「気が狂った者」ではなく, 下層農民の「気を狂わせる者」であった。こうした「気を狂わせる者」を「気狂い」と呼ぶことで「気が狂った者」といった意味へ盗み換えること

それは実は所与の意味世界の側がこの人間を隔離 することによってかえって所与の意味世界内部に 内包しようとするものである。換言すればそれは 提起された未来性としての未来(新しい意味)を過 去性としての未来(かつてくり返し現れた気狂いの戯 言) へと押し戻そうとすることである。こうして 所与の意味世界の中には「気狂いとしての誰か」 に対して対をなす「正常者としての自己」が過去 性としての未来の一つとして常に用意されてい て、気狂いの面前では一つの旧来から反復維持さ れてきた 生活 様式 (たとえば魔女狩り, あるいは禊 祓など) が働くようになっており, それがここで いう隔離性の意味内容にほかならない。したがっ て「気狂い」と呼ぶことには物象化済みの所与の 意味世界が持つ物象力が含まれているのであり、 彭にとっては当然一つの強大な物理的攻撃として 現象する。

さらに問題はやはり所与の思想=理念,政策=目的が崩れかけていたとはいえ,依然下層農民全体の生活の奥深く,手段=生活・生産手段のレベルにまで浸透しているのに対し,新しいそれは語られただけで何らの形も持っていなかったことにあった。相対的に有形的・具体的な言葉が用いられることと,言葉の意味内容が現にある物質代謝様式を規制していること)とは当然同じことではなく,それゆえ新しい思想,政策は依然物象化過程のやっと端初についたばかりであったからである。

たとえば彭湃の問いに肯定的に応えた下層農民 すら次のような困難に直ちに直面せざるをえなか った。農民はいう。「実はわしらの父母兄弟は, わしらが毎日田へ行って仕事をしないで,あなた (彭湃のこと)のところへ来て遊んでばかりいる のを見てはなはだ不満で,父母は,おまえは彭湃 の尻にばかりついていて、いったいどうするつもりだ?彭湃は餓死する心配のない人間だが、おまえは餓死するぞ!と罵り、きょうなど、家を出るとき、父はまるで殴りかかるばかりに怒っていた。父や母ばかりでなく、兄弟や妻も同じように不満を持っているので愉快になれないのだ」(傍点——筆者)(注8)。

彭が餓死する心配がなく、この農民が餓死するかも知れないというわけは、彭が農村エリートとしての旧来の生活様式を根底的には崩し切ることなく、つまり生活の糧を地主家族としての生活から獲得しつつ、それゆえ、旧来の意味世界を部分的に批判・否定するしかない形でこの運動を始めていること、逆に下層農民の側ではこの運動に参加することが直ちに旧来の生活・生産様式の根底的な破壊となるにもかかわらず、それに代わるものとしての彭の思想や政策は、なお手段=生活・生産手段のレベルにまで具体化しておらず、新しい生活・生産様式となりえていないことにあった。

こうした困難を克服するために彭湃を中心として集った農民たちは、未だ少数派の段階で早くも提起された思想と政策を具体的生活の場に反映させること、したがって生活・生産様式を変えてゆくことに手を染め始めるのである。当初彭湃が農民協会を組織した時,会員はほぼ30名であったが、たとえばかれらはまず会員相互の間で互相奪耕(農民同士で小作地を奪い合うことで、当時かなり深刻化していた)の禁止、地主との対抗から必要とされたときの同盟非耕などを行なった。こうして会員農民たちの具体的生活・生産様式が変化し始めるや会員数は一挙に急増し、22年9月には500余人、さらに23年の1月1日には約10万人に達したのである。

注目すべきは当時彭湃が中国共産党の指導を得

てこの農民運動を開始し推進したわけではなかっ たということである。彭湃は1922年ないし23年に 入党したと推測されているが、彼がこの時期すで に党員であったにせよなかったにせよ、共産党に とって彼の活動はまったく眼中になかったであろ うとみてよい。つまり当時共産党は都市の労働運 動に専心していたからである。したがって彭湃の 運動には党が派遣した活動家による指導組織とい うものは存在せず、それゆえその種の指導部組織 が独占的に理念や政策を定めてこれを農民会員に 押し付けるといった代行主義はほとんど生れる余 地はなかった。この点太平天国革命、辛亥革命に おいては「会党・太平天国・白蓮教といった宗教 的・政治的教派や党派が外部から世界観と組織と 綱領をもちこみ,抗租農民や抗糧農民を領導した」 のと極めて対照的である(注9)。

彭湃自身の記述から多くの指導者が下層農民の中から輩出したこと,また具体的現実を前にして 政策・戦略が決められる際,極めて躍動的な直接 民主主義が発揮されたのを知ることができる。

これに対し湖南における運動には共産党の一応の指導があった。しかしながら、26年、27年当時は周知のように共産党の農民運動に対する認識は依然甘く、したがって確定した指導原理=思想・政策を持ちあわせていなかった。このゆえにここでも毛沢東を中心とした共産党の一部勢力はかえって下層農民の中から輩出した指導者に大きく依存せざるをえなかったのであり、また党指導部による一方的な思想=理念、政策・戦略=目的の決定といった代行主義政治をを免れえたのである。毛沢東は初期のこの農民運動の経験を通じて代行主義を超克する「大衆路線」的観点を身につけたのかも知れない。

いずにせよ下層農民にとって外部から基層レベ

ルにやって来たものが、政治的・宗教的教派や党派ではなくて、彭のような生身の一個人であったことは、彼らを具体的経験主体であると同時に抽象的権利主体でありうるような主体(以後具体的抽象的主体と呼ぶ)、したがって四つの理性を同一人が担うような主体へと転成せしめるのに有利であったといえよう。

いずれにせよ太平天国運動および辛亥革命から 20年代の華南農民運動への進展は、理性の進展過程 程であると同時に一つの不可逆な歴史の進展過程 である。なぜなら代行主義の超克という側面からいえば、前者はその提起した理念がいかに新しいものであろうとも、既述のように教派・党派対下 層農民の関係が基本的に代行主義的支配関係をなしており、この点において旧来の王朝国家対下層 農民の支配関係と質的には変らないものがあった。これに対して、後者にはこうした旧来の代行主義的支配の方式を崩そうとする努力が歴然とみられたのであって、したがって王朝国家の支配方式を歴史的に超克しようとするものがあったからである。

1935年の遵義会議以後,毛沢東の一応の指導権の確立によって党の農民運動に対する指導理念が確定したために,党の独占的理念定立への傾斜=毛沢東思想への収斂という一定の代行主義政治の復活が不可避となったとしても,なお党と下層農民の関係はこの反代行主義という基本線を大きくはずれていなかったとみてよいと思う。

(注1) 毛沢東「湖南省農民運動の視察報告」(『毛沢東選集』 第一巻 外文出版社 1968年 19~74ページ)。

(注2) 陳翰笙著,佐渡愛三訳『南支那に於ける農村社会』 叢文閣 1939年8月 63~64ページ。

(注3) 波多野善大『中国近代軍閥の研究』 河出 書房新社 1973年。市古宙三『近代中国の政治と社会』 東京大学出版会 1974年。 (注4) 小林一美「抗租・抗糧闘争の彼方」(『思想』 第584号 1973年2月)。

(注5) 小林氏によれば、一条鞭法から清代中期の地丁併徴へという税制改革によって、土地所有者だけが国家の現実的支柱となるにつれ、「良民・臣民・赤子」規定という政治的仮象は土地所有者のみに与えられるものとなり、無産佃農はあらゆる政治的仮象を与えられず、つまり政治規定上は「無」であるものとなり、それゆえ政治的仮象(ゾルレン)と、現実在(ザイン)との乖離を糸口として政治的・宗教的反乱者となる道筋をもふさがれていたという。つまり了承関係において佃農はアンタッチャブルなものへと堕しめられていたゆえに、了承関係自体の破壊者たりえなかったというのが氏の議論である。小林一美 前掲論文。

(注6) 彭湃の経歴については衛藤藩吉『東アジア政治史研究』 東京大学出版会 1968年 59~61ページ。以下の行論における彭に関する記述はその他に彭湃著,山本秀夫訳『近代中国農民革命の源流』 アジア経済研究所 1969年に大半依っている。

(注7) 廣松沙 前掲書,および木村飯『人と人との間』 弘文堂 1972年等の議論を参照のこと。

(注8) (注6)参照。

(注9) 小林一美 前揭論文。

Ⅲ 代行主義への退行と継続革命

もっとも大きな困難,それはこのような反代行 主義政治が既述のような過渡期の持続性を前提し ない限り,容易に代行主義へと退行してしまうこ とである。

過渡期の持続性の中には反代行主義政治を遂行 しうる空間が持続的に外延的に拡大しうること、 つまり四つの理性を同一人が担うような主体がそ の数を持続的に増加させうることが含まれる。

このことの重要性は、空間が外部に向って開いていることによって初めて可能となるような、新しいもの(内部空間=解放区・赤区)に対する旧いもの(外部空間=白区)の時間対比的意識にあり、それこそ新たな理念・目的・手段が自身の手によって選ばれた、ないし定立されたものであることを常に

・張繁感をもって自覚的に意識させるものである。 このような緊張感は既述のように実は理性の被規 定的側面において働く所与の理念・目的・手段に 対する確信・信念などの自覚的意識的緊張感と表 裏をなすものである。つまり理性の諸階段を結ぶ 結節点にこの種の緊張感が働くことによって初め て四つの理性を同一人が担うような主体=具体的 ・抽象的主体が存続しうるといえるのである。

ところで中国革命は大長征後の1935年10月以後 成立した陝甘寧辺区を中心とする解放区が周辺地 域を次々に解放区内にとり込むというような形で 単純な同心円的な空間拡大を行なうことで達成さ れたのでは決してない。確かに1937年から38年に かけては解放区はその周辺を拡大することができ た。つまり、山西一察哈爾一河北省境(晋察冀) と山西一河北一山東一河南省境(晋冀魯豫)と山 西一綏遠省境(晋綏)と,それに山東半島の各辺 区の創設である。その背景には1936年春から実質 的に開始していた第二次国共合作があったこと、 さらに解放区の位置が日本軍の前進線のずっと後 方にあって直接的な砲火を蒙むることがなかった ことなどが有利な条件としてあった。このような 有利な条件の下では解放区は外部空間に対して敵 対的な対抗を行なら必要がなく, したがってある 程度その空間を外部に向かって開くことが可能で あったのである。しかしながら1938年秋, 漢口が 日本軍の手に陥落し、国民党支配区=白区が西南 の四川へと拠点を移すなど縮小を迫られることに なり, 国共の勢力バランスが急激に崩れた結果, 国民党は39年1月,「他党の活動を規制する処置 法」を採択し、終に同年5月頃にいわゆる「第一 次反共攻勢」を開始し、年末には陝甘寧辺区の封 鎖戦強行にまで至った。

少くともこの時期以後、1942年の延安整風運動

の開始に至る時期は,解放区は外部空間からの増大する物理的攻撃に対する対抗上,内部空間の対外的物理力を高め効率化する必要から,一定の官僚主義的政治,つまり代行主義的政治への方向へと傾斜したといえる。それはつまり,内部空間が外部空間に対して守勢的対応を専ら行なうことによって外部への開放性を失うことでもある(注1)。

マーク・セルデンによれば現実には封鎖が開始 され以前の37年段階からすでにこの傾向が現れ, とくに38年以後は工会,農民協会,婦女連合会な どの大衆組織が大部分休止状態となり,官僚組織 化した政府と党がこれを肩代りした疑いがあると されている(注2)。

このような代行主義政治が復活するためにはむ ろん既述の権利―義務形式についての了承関係が 復活するのでなければならない。

しかしながら,ひとたびこの了承関係の破壊を 経験した下層農民は四つの理性を行使する権利を そう易々とは放棄しない。

一方的な官僚主義化、代行主義化はしたがって下層農民の反抗を呼ぶこととなり、かえってその抗戦力 (物象力) を弱めることにすらなるのである。官僚組織が余りにも肥大化しすぎた時、終に1942年に延安整風=方式の導入が要請されたのはこのような事情からであったと思われる。延安整風=方式についてはここで詳説する余裕はない。それはほぼ七つの運動(注3)からなっていたが、そのすべてが復活しつつあった空間上の断絶(基層レベルと県・辺区レベルとの間の)、および理性段階上の断絶(具体的経験主体=下層農民と、抽象的権利主体=新旧幹部+外来在来幹部、との間の)の克服のための試みであったことは確かである。いずれにせよ、この延安方式が可能たりえたのは、依然革命は余りにも未完結的であって、解放区内空間が

外部空間から自己を守るという消極的な対応のみを行なうことでその空間を外に向って閉じ切ってしまうことはできず、むしろ全国解放へ向けて果てしなく外部空間へと志向し、外へと開こうとしていたからであると考えられる。

にもかかわらず1945年8月から始まる第二次国 共内戦を通じて達成された全国解放は決して解放 区空間の同心円的拡大によってもたらされたので はなく、むしろ軍事的勝利による外部空間の物理 的(ゲバルト)支配の伸張を基調とするものであ った。このように反代行主義政治が空間的に普遍 化することのないまま、さらに内部空間において もその純化を未完結にしたまま全国解放を迎えた 中国革命は、なお異質な2種類の空間を併存させ ていたはずである。全国解放、言い換えれば権力 が地方権力から全国権力に拡大したということ、 つまり辺区の中で下層農民との一体的政治を行な うことによって育まれてきた幹部層が, 全国権力 をその掌中に収めた時、かれらの関心が空間的に 地方から全国へ、郷村―基層レベルから県・省レ ベルへさらには全国レベルへと移行し、結果的に 基層レベルの空間に対する関心を稀薄化させたこ とは確かなことのように思われる。このゆえに基 層レベルと県・省レベルとの間に断絶があるかな いかという代行主義政治克服の基礎条件について の関心も稀薄化し、したがって空間意識における 内部(反代行主義政治世界)と外部(新解放区=代行 主義政治世界) の区別がどこにあるのかが 不 分 明 となり、ひいては外部空間への緊張感をもった志 向を失わせることにもなったと考えられる(注4)。

1949年3月に開催された中国共産党第七期中央 委員会第2回総会において提起された方針はその ことの一つの例証となるであろう。その方針とは 次の二つである。(1)党活動の重心を従来の農村部 から都市部へと移行する,(2)中国を急速に工業化する。小林弘二氏はこの路線を都市主導型と名付けたが(注5)ここでの都市重視がストレートに基層レベルの軽視ということを意味しないとしても(というのは都市空間の中にも居住空間では街坊・街道里弄,職域空間では工廠・機関という基層空間があって,これを基礎に前者は52年末,後者は50年8月,それぞれ居民委員会と工会分会という形の基層組織に構成されたのであるが(注6)),にもかかわらず農村空間に対する都市空間の関係は郷村レベルに対する県城・省都レベルの関係に対比しうるものであり,そこで成立する空間意識は相対的にではあるがミクロに対するマクロなものである。

またこの都市主導型路線の決定自体がすでにし て一定のマルクス主義イデオロギー、つまり社会 主義革命の課題に対しては、工業労働者階級こそ が唯一の真に革命的階級であるとする、「はじめ に」で述べたドイッチャーの見解と同一の予見の 下に共産党中央が決定したものであった(注7)。と すればそこではドイッチャーについて述べたと同 様の理由で代行主義肯定への傾きが現われ易いで あろう。さらにそもそも全国レベルのイデオロギ 一上、政策上の決定が革命を経験した全ての具体 的・抽象的主体の参加によって下されるなどとい うことは到底不可能なことであって,解放直後の 流動的な事態に敏速に対応するためにも、むしろ 必然的にイデオロギー上、政策上の決定に独占的 に携わる集団が形成されたということもあったで あろう。

徳田教之氏の指摘によれば、長征後、陝甘寧辺 区を中心とする解放区が成長してゆく過程で、 1935年1月の遵義会議から1943年の延安整風の終 結に至るまでに、毛沢東の政治的支配力の確立 と、さらに一個の人間としての毛沢東の思想から

普遍原理としての毛沢東思想への成長、ひいては 毛沢東のカリスマ的権威の確立があったとされて おり、このことから、わたし達は、解放直前、す でに少なくとも理念定立的理性の権利(ここではマ ルクス主義イデオロギーの解釈権)が国家および共 産党組織のヒエラルヒーに沿って増大してゆくも のとなっており、このヒエラルヒーの頂上に党主 席=毛沢東が位置するに至っていたことを知るこ とができる(注8)。氏によればこのイデオロギー解 釈権の代行主義化は皮肉なことに元来代行主義政 治克服のための試みであった1942年の延安方式の 一部をなす党内整風(党内思想改造)によって、か えって加速化されたようである。つまり党内にお ける反対派の除去によって毛の支配権をカリスマ 的なものまでに高めることなしには、反代行主義 政治の具体的試みであった延安方式は導入されえ なかったのだということ。そもそも、延安方式そ のものが一つの政策目的として、いかなる組織・ 主体にも先行して、まず党内で決定されねばなら なかったこと、したがって下層農民にとってはそ の政策決定はすでにしてかれらの与り知らぬとこ ろで決められていた可能性があったということな のである。

この種の矛盾は要約すれば以下のようになろう。つまり彭湃・毛沢東と受け継がれて発展してきたマルクス主義イデオロギーの中国的解釈の中には、そのもっとも重要な意味的部分として反代行主義=大衆路線が一貫して流れていたが、にもかかわらず、こうした中国的マルクス主義が一定の物象化過程を経て手段=生活・生産手段レベルにまで具現化するには、それ自体他のマルクス主義イデオロギー、たとえば王明派のそれとの対決・闘争なしには一歩も進まなかったということ、またこの種のイデオロギー関争は単なる理論上の対

決ではなく同時に物理的対決であるかぎりにおい て、結果的に理性における被規定的側面、つまり 自己の所有する理念・目的・手段に対する確信、 信念などの意識側面を強化し、その反面、定立的 側面、つまり批判、反省などの意識側面を稀薄化 させることによって、その物象力を増大し反対派 の持つ物象力をしのぐことによって初めて勝利す ることを意味する。そこでは排他的自己正当化が 不可避であり、この闘争がどちらかの派の勝利に よって終息した時には必ずたて前としてのイデオ ロギーの一元性が主張され、少なくとも理念定立 的理性における代行主義が顕著となるということ である。こうして理念=イデオロギーの物象化過 程の一応の完成に随伴する代行主義への退行傾向 と、元来この理念に内包されている反代行主義と は重大な相剋へと発展していかざるをえない。

このようにして解放後の中国革命は単なる社会 主義的経済建設ではなく,再び代行主義政治をい かに超克するかが重要な課題とならざるをえなか ったのである。

解放後の中国において代行主義政治超克の課題がもっとも深刻化したのは生産手段所有制の社会主義的改造が一応の完成をみた1956年以後のことのように思われる。56年当時この課題は社会主義社会における「民主と自由」の問題として、やはり大衆諸組織に先行して党内でまず議論され、上から下へという形で庶民に提起されてゆく。反代行主義的な思想・政策がかえって代行主義的に議論され決定されざるをえないという逆説自体がすでにそこから生まれる運動の限界性を示しているといわざるをえないが、実は文化大革命を経るまでこうした限界性は種々の運動に多少とも普遍的なものであったと思われる。それはさておき当時の党内の議論とはどのようなものであったか。

56年4月5日付人民日報評論「プロレタリアー ト独裁の歴史的経験について」は次のようにいう。 「プロレタリアートは……自己の独裁という条件 を活用して共産主義を実現し、人類の融和を実現 することによって自己の独裁をしだいに消滅させ てゆくのであるから、人民大衆の主動的な精神と 積極的な役割をできるかぎり発揮させるのであ る。……人民大衆の主動的な精神と積極的な役割 が無限に発揮できるということのなかにはプロレ タリアート独裁の時期に犯す様々な誤りを正しう ることも当然含まれているのである」云々(傍点---引用者)。それは下層庶民が試行錯誤を冒して でも積極的な働きをすることを党と国家が許容す べきであり、また許容しうると主張するものであ った。この評論の発表とほぼ同時期に毛沢東の呼 びかけとともに始まり、翌57年3月の党全国宣伝工 作会議で大々的に打ち出された百花斉放・百家争 鳴運動は単なる知識人対策ではなく、むしろこう した課題克服の一つの実践として元来は始められ たと思われる。たとえば56年9月の党八全大会直 後に発表された童大林論文は次のように述べてい る。「ソ連においては、主に国家保安機関が無法に 党, 政府, 人民大衆を監督する形式の下に一度置 かれたために、ソビエト法制は重大な破壊をうけ たのである。また同様にわれわれの国家機関にお いては一部の官僚主義が存在しているために民主 的自由の生活が多少とも妨害された。……国家機 関のその他の形式と制度は……たとえば経済、文 化事業の普遍的な高まりを考慮せず、依然過度に 中央集権を強調し地方分権を軽視するなら、同様 に人民大衆の積極性と創造性を抑圧することにな りうる。……中国共産党の提起した。"百花斉放, 百家争鳴"の方針は、つまり人民内部の自由な思 想のために、ひき続きより広々とした道を開いた

のである」云々^(注9)。周知のように百花斉放は文 化面において,百家争鳴は科学技術面において, 知識人を含む「人民大衆」をそれぞれ敢然と立ち 上らせ,その創意性・理性によって新たな理念・ 目的・手段を定立することを目指すものであった。 つまりそれは既述の権利—義務形式についての了 承関係の否定と,諸理性の定立的・批判的側面の 強調であった。

毛沢東はいう。「われわれは党外の志ある人々を必要としており、かれらは社会主義、共産主義の方向にしたがい、われわれと一緒にわれわれの社会を改革建設するため、なにものをも恐れず奮闘することができる」「徹底した唯物論者はなにものをも恐れない。われわれはわれわれと一緒に奮闘する全ての人々が勇敢に責任を引受け、困難を克服し、挫折を恐れず、ひとからもの笑いにされることを恐れず、またわれわれ共産党員に対し批判・提案を出すことを恐れないよう希望する。われわれは『一身をずたずたに切り刻まれても皇帝を馬からひきずりおろす』というこのような何ものをも恐れない精神を社会主義・共産主義のために闘う際には持っていなければならない」(注10

党員を党外の人々が批判しうるという論理は反 代行主義をよく示すものといえよう。

さらにこうした斉放・争鳴運動に若干時期的に 先行する形で工業部門の技術革新運動に重要な変 化が生起し始めていた。小島麗逸氏の指摘によれ ば、55年までの技術革新運動の担い手は上級技術 者・熟練労働者であったが、56年にはそれが下級 技術者および一般労働者に移ったとされる(注11)。

以上のような反代行主義への傾斜は基層レベル で具体的にどのように現れただろうか、以下その いくつかを紹介してみたい。

まずわたし達は解放後、基層レベルにおいて、

下層庶民に近いレベルでは手段定立的理性を行使 する権利すらいつの間にか奪われてしまっていた ような場合がありえたことを知ることができる。

たとえば江西省のあるタングステン鉱山に働く 自動車運転手からの手紙は要約次のように訴えて いる(注12)。

この鉱山では交通が極めて不便なため、蔬菜類を82キロ離れた竜南と240余キロ離れた曲江から輸送購入せねばならず、このため輸送費等の関係から蔬菜の価格が極めて高く、生活費に大きな負担を与えてきていた。鉱区の労働者達はこの生活上の困難を打開するべく過去数年間、数十回にわたって以下のような提案を鉱区当局に対して行なったがまったく受け容れられなかったという。

かれらの提案とは以下の二つであった。(1)鉱区の土地は荒地が多いが土地は肥えており蔬菜類を作るのに適している。また鉱区の約2万の人口の糞尿はうまく用いれば良質の肥料となる。それゆえ鉱区当局はこれら条件を利用してわれわれを動員するなり、または蔬菜作りの出来る一部の農民を組織して鉱区内で蔬菜を多く作って欲しい。(2)当局が鉱区内の農民と積極的に連絡をとってより多くの蔬菜を作らせるようにしてほしい。

これらは極めて単純な手段定立的な提案であることは明白だが、こうしたものさえ57年初頭の技術革新運動の高まりと斉放・争鳴の本格化までは陽の目を見なかったのである。この時期こうした基層レベルにおける手段定立的提案は続々と現れるがここでは一々紹介しない。

いうまでもなく代行主義的政治とは既述の四つの理性の分化に照応した分業位階体制と官僚主義体制を基調とするものである。次の例はそうした官僚主義体制を批判したものである。

新疆省七一棉紡織工場の労働組合職場支部委員

長の丁振威は、大略次のような批判を展開した(性13)。

この工場は中国の他の平均的工場と同じく三交 代制勤務になっていたが丁の同僚の女工が頻繁に 超過勤務を命ぜられ,時には1日計20時間の労働時 間になるなど健康にも影響が及び始めた。そこで 丁は職場主任に問題解決を要請したが,責任を回 避したため、丁は工場主任に解決を要請するとと もに職場労組の資格で工場と計画組に意見を出し たが音沙汰がなかった。こうして終に丁は大字報 を書き工場労組副委員長に見せたのち職場労組の 資格でこれを黒板を用いて発表した。大字報に仰 天した工場当局は、まず副工場長の郭(党委員会副 書記) が工場主任,職場書記,工場労組委員長,職 場労組副委員長を召集した(丁は呼ばれなかった)。 この会議ではまったく超過勤務問題は議論されず 丁の大字報に対する分析と批判、さらにその責任 の追求が議論されただけであった。翌日職場主任 の劉から丁に対し次のような勧告があった。つま り丁が大字報を書くのは構わないが、まずそれに は職場委員会の討論にかけ、そののち党の支部総 書記に見せねばならない。また問題となっている 女工の超過勤務は彼女自身にその責任がある。つ まり彼女が業務をよく熟知していないからである 云々。丁は劉の勧告が実情を無視したものである と感じ工場党委員会書記との面談を求めるが会う ことが出来ず、結局、郭副工場長と面談する。郭 の主張は丁の批判の方式と方法が良くなく、こう したやり方では党と行政と労働組合それに青年団 との間の団結を損うというものであった。こうし た工場当局および党の対応に対し丁は怒りを爆発 させる。丁はいう。「現在の情況にもとづいてみ れば、どう少なくみても、郭副工場長は労働者の 身体と健康を重視しておらず、まるで幹部のいわ ゆる"威信"と"面子"のみを重視しているかにみえる。そうでないなら主要な問題は批判の方法にあるなどと強調し、超過勤務の責任を労働者自身におしつけることなどありえないであろう。

この丁の批判はとりあえず基層=工場現場レベルから発せられた手段レベルの批判であった。つまり手段定立的理性の行使であったのであるが,この時期少なくともこの工場では代行主義政治は下層庶民,ここでは現場労働者を生命維持的動機によってのみ動く手段把持的理性の担い手にまで押し込めようとするところまで進んでいたと思われ,それゆえ丁の批判は必然的に代行主義の基礎条件である既述の権利一義務形式についての了承関係の破壊を企てるような言動(ここでは大字報)をとるようになったといえるであろう。こうして丁の批判は工場当局や党責任者のいうごとく,管理上の命令指揮系統を乱すものであった。

ただ留意しなければならないのは、丁の批判は 手段定立的レベルの批判から、了承関係の破壊を 目指すようなものに変化したとはいえ、それ自体 は決して理念・目的(イデオロギー・政策)を巡る 批判=文化批判にまで達するものではなかったと いうことである。けれども了承関係の切れ目は常 に手段=生活・生産手段レベルと、目的=政策レ ベルとの間にあり、それは放置されれば容易に目 的レベルに達するものである。

一般に科学技術革新運動と、それに準ずる百家 争鳴においては下層庶民に近いレベルからの技術 上・生活上の提案が手続問題で党・行政幹部の威 信を失墜させる場合、つまり少なくとも目的(政 策)レベルの理性を行使する幹部の特殊権利が危 機に晒されるような場合には、その提案の内容の 如何を問わず、この提案は斥けられ、提案者は弾 圧される傾向があった。 たとえば祖田工はいう。「一部の企業の指導者 同志は、民主を拡大する範囲は労働者の生活福祉 に関係する問題のみに限定されるべきであり、生 産管理の側面については断じて民主を拡大しては ならず、そうしないなら、国家の統一管理を行な うことはできないと考えている|云々(注14)。

こうした傾向は技術革新運動と争鳴が進行する うちに批判に対する代行主義政治の側からの抵抗 として顕著なものとなってゆく。

次の例は一つの重大な示唆をわたし達に与えて くれる(注15)。

石家荘の紡織工場混打綿部の整備工の岳書堂は それまで度々機械の取り扱い法を間違えたり、事 故を起こしたりでもっともおくれた労働者に数え られていた。その上、当番長とも口論するなど幹 部層からの受けがよくなかった。岳がこのような 労働態度を示してきたのは、実はそれまで彼が顧 い出た職場配置転換要求がまったく受け容れられ ず、かつ問題が発生した時にも当局が彼に何らの 援助も与えなかったからであった。この岳が争鳴 運動の期間中に糸巻き上げ法に画期的な技術革新 をもたらしたのである。当初幹部層はこの技術革 新を認めず、まったく評価しようとしなかった。 この技術革新は意味のないものであるとする幹部 層の表現は当然岳には物理的弾圧であったのであ ろうが、岳はこの弾圧をはねのけ、さらに河北省 内での糸巻き上げ数の最高記録を達成し、終に幹 部層もそれまでの評価が誤っていたことを認めざ るをえなくなったのである。

幹部層の側からみれば岳のような労働者は幹部層が独占的代行主義的に決定した政策目的(ここでは工場生産計画)の具体化としての手段レベルの職場配置に常に逆らう不良分子であり、管理上(命令系統)の秩序(了承関係)を乱す者であった。こ

の点岳は既述の丁振威と相通ずるものを持っている。こうした人間に肯定的な評価を与えることは,権利一義務形式についての了承関係を崩すだけでなく,ひいてはかれらが定立した政策目的に誤りがあるという評価がより上層から下るのではないかというのが幹部層にとっての重大な懸念であったに達いないのである。

しかしながらラディカルな技術革新は往々にして文化的な不適合者,あるいは境界的な位置にある者によってなされがちである。なぜなら文化(理念・目的)が物象化過程をひと通り完了し,有形の万物に一定の意味を秘ませるという形で物象性を持ち,かつこの意味に添って人間と自然の物質代謝様式を規制している時には,そうした所与の物質代謝様式を根本的に革新する新しい技術は必然的に文化批判とならざるをえない。その意味では岳の批判は文化批判への萌芽を持ちつつも未だそのレベルにまで達することのないうちに終ったということからして根本的な技術革新であったかどうかはなお留保を要する。

中国における趨勢は、57年後半に入って斉放・ 争鳴に対する反発としての反右派闘争が激化する ようになるや、再び代行主義、より具体的には官 僚主義的方向が強化されるようになってゆく。

次にその典型例として劉尚貴の議論をみよう (注16)。劉はまず一つの具体例を提起する。北京石景山発電所当局がある時,業務上の必要からボイラー部の青年労働者の張吉禄の配転を決め通知したところ,張はこれを受け容れず,当局が再三説得に当たると彼は反論してこう述べた。「あなた方の原則は業務上の必要であるだろうが,私の原則は個人的な願望である。あなた方がどんなに口先で私を論破しようとも私はこれに従わないし"盲従"はできない」(傍点——引用者)。当局がこ

うした考えを批判すると張は終に工場を退職して しまった。

劉の意見ではこうした張の行動は組織無視、紀 律違反,配転不服従の問題であって,盲従か否か などという問題ではなく、また彼の主張・意見は 全体の利益を顧みておらず、統一的な意志に違反 し、紀律上受け容れえないものだというのであ る。劉はいう。「そうだ、服従には確かに一定の 強制がある。それは人々が統一的な意志に照して 行動歩調を統一し整えることを要求する。しかし 今日ではこうした強制は某々の個人が誰かれなし に"抑圧"するものではなく、多数の人々の利益 と要求を集めたものをもって、ことを行なってい るのであり、この集中された利益の中に個々人の 願望も含まれている。……一貫して指導に服従す る者はもっとも健康的な頭脳と、もっとも正しい 意見の持主である。何故ならそうした人は統一的 な意志に従ってこそ集体により有利であり、最終 的には自分にとってもより有利であることを深く 理解しているからである」云々。

張吉禄がいう個人的な願望とは、つまり彼が個別・具体的な基層レベルから問題を発していることを意味するものである。張がこの個人的願望と、多数の人々の集中された利益を示すとされる業務上の必要と対置させたのは、彼にとってこの業務上の必要なるものが全く見知らぬものであったからである。

つまり劉の言明にもかかわらず、問題はいうところの"統一的意志"の形成・定立・批判に個々の下層庶民労働者が参与していないことにあるのであり、配転を命ぜられた張吉禄についていえば、配転の根拠をなす業務上の必要なるものが、張の与かり知らぬところでいつの間にか決定され通知されたことにあったのである。業務上の必要

とはいいかえれば目的政策(生産計画)レベルの問題であり、こうした目的定立のための理性行使の権利はここでは下層労働者には与えられていないのである。こうしてかれらは具体的経験主体に限定される者へと再び堕しめられてゆく。

文化 (理念・目的) 批判運動であった百花斉放の側面においては、毛沢東の呼びかけにもかかわらず、この運動を事実上推進したのは再興した代行主義政治の下で呻吟する下層庶民ではなく、むしろ民主諸党派、大学教授、文学者、芸術家、大学生などの知識人階級ないし旧読書人階級であったため、基本的に代行主義的政治を突き崩すことができなかっただけでなく、むしろその後の反右派闘争によって代行主義的方向を強化させる役割を果たしたように思われる(注17)。この問題側面についてはいずれ機会を改めて再論したいが今は詳論を避ける。

いずれにせよ技術革新運動およびそれに準ずる 百家争鳴と、百花斉放との間に一種の裁断があっ たと思われることはきわめて重要である。という のは、技術革新運動および争鳴は常に、空間上で は基層レベルから, 理性段階では手段定立的レベ ルから問題が提起され批判が起こるのに対し、斉 放は常に、空間上では基層レベルより上のレベル から、理性段階では目的定立的レベル以上のレベ ルから問題提起と批判がなされているからであ り, それゆえ技術革新運動・争鳴と斉放との間に 共同の統一戦線がなく、バラバラに批判が展開さ れる時には、必然的に基層レベルとそれ以上のレ ベルとの間の断絶、手段定立的レベルと目的定立 的レベルとの間の断絶という既述の代行主義政治 の基礎条件がそのまま温存されることになるから である。それは丁度、解放前の抗租闘争と抗糧闘 争との間に裁断があったことと似かよった事態で ある。とはいえ解放前と解放後の根本的な相違は、技術革新運動・争鳴の批判主体である下層庶民が、かつての抗租闘争の主体である佃農とは異なって、解放闘争の過程を通じて反代行主義政治を経験した、あるいは知った者が多く、したがってその批判を手段定立的批判から既述の権利一義務形式についての了承関係を崩す批判へと移行させることができることであった。

(注1) 物象力の効率化への方向とは具体的には基層レベルと県・辺区レベルとの間の空間的裁断, つまり肥大化した官僚組織の県・郷レベルへの導入によって下層農民から理念定立と目的定立の二理性を行使する権利を奪うことにほかならない。 なぜならそれは下層農民が所有する実体としてのエネルギーのベクトルにバラつきを少くすることで上層が代行主義的に決定した方向にこれを収斂できるからである。

(注2) マーク・セルデン著,小林・加々美訳『延 安革命』 筑摩書房 1976年 124ページ。

(注3) 七つの運動とは次のようなものである。(1) 党内思想教育運動としての整風運動,(2)軍隊,及び政府官僚機構に対する精兵簡政運動,(3)外来の幹部,及び"知識人"幹部の下郷運動,(4)地主の権力と抑圧に対する関争としての滅租滅息運動,(5)昔からの相互扶助の形態に基礎をおく協同化運動,(6)全幹部,全機関の多面的労働参加運動,及び「労働英雄」運動等を中心とした生産運動,(7)大衆教育運動,以上である。セルデン 前掲書。

(注4) このことに気づいた数少ない論者として姫田光義氏を上げることができる。姫田光義『中国現代史の争点』 日中出版 1977年 とりわけ第二部冒頭部分。

(注5) 小林弘二 『中国革命と都市の解放』 有斐 閣1974年。

(注6) 小林弘二 前 掲書 142~145ページ,179ページ。原資料,呉雲棋・常兆儒「関於調査城市居民委員会的一些体会」(『政法研究』 1962年第2期),上海総工会調査研究室編『工会工作手冊』(労働出版社1951年)ほか。

(注7) 小林弘二 前掲書 18~22ページ。原資料 『中国共産党中央委員会主席毛沢東在中国人民政治協 商会議第一届全体会議上的開幕詞』 (邦訳 日本国際 問題研究所編『新中国資料集成』第2巻所収)。および 荃麟「論城郷関係」(『群衆』 第3巻第22期),東北日 報社論「新的城郷関係」(『群衆』 第3巻第22期)。

(注8) 徳田教之『毛沢東主義の政治力学』 慶応 通信 1977年4月。

(注9) 童大林「閱於自由的一些問題」(『学習』 1956年9月号 11~13頁)。

(注10) 毛沢東「中国共産党全国宣伝工作会議における講話(1957年3月12日)」(『毛沢東著作選』 外文出版社 1967年 689ページ)。

(注11) 小島麗逸『中国の経済と技術』 勁草 書房 1975年 246ページ付表参照。たとえば55年当時, 党中央は「発明創造は少数が行なうものであり, 多数の人々は発明創造はできない」と指摘して,大衆運動としての発明創造運動を拒否していたが, 翌56年5月2日付の『重工業通訊』社説によると,技術革新,合理化提案の大部分は一般労働者によって行なわれており,技術者が比較的多く提案を行なった企業でも,提案総数の20%に満たず,内容の水準が極めて低いと指摘しているといわれる。同上書 241ページ。

(注12) 代言「打球和吃菜」(『中国工人』 1957年 第一期号 8~9頁)。

(注13) 丁振威「批評錯了嗎?」(『中国工人』1957 年第九期号 14~15頁)。

(注14) 祖田工「把拡大民主与企業的統一管理結合 起来」(『中国工人』 1957年第十二期号 12頁)。

(注15) 林茂·雁峯「不要門縫里瞧人」(『中国工人』 1958年第七期号 13頁)。

(注16) 劉尚貴「"盲 従"和服 従」(『中 国 工 人』 1958年第五期号 10頁)。

(注17) 斉放・争鳴運動およびその後の反右派閥争についての評価は研究者の間で未だ定まっていないように思われる。たとえば『アジア経済』本号所載の山口一郎氏論文と筆者の評価との異同をみられたい。斉放・争鳴を右派知識人対策としてみる見方は,一般に1958年5月の八全二次会議における毛沢東講話を論拠とするが,小稿で引用した党全国宣伝工作会議における毛講話はそれより一年余先行した時点のものであることに留意されたい。

IV 文化大革命理解のための視座

斉放・争鳴の不完全さは再び1958年5月の中共

この試みは空間上は人民公社化という形での空間編成,理性段階の上では両参一改三結合という形に代表される具体的・抽象的主体の創出という二つの試みからなっていた。

ただし事実としてはこの公社化という空間編成 はおおむね農村部においては実行されたものの都 市部においては不完全に終った。反面,両参一改 三結合の方は農村部においてはほとんど追求され ず、もっぱら都市部での試みに終った。

このように農村部と都市部とで、空間上と理性 段階上での試みが多少ともバラバラになったこと は、元来代行主義政治の基礎条件がこの二側面に おける相即した断絶にあるだけに実は極めて重大 である。以下若干そのことに考察を加えておこう。

まず空間編成である公社化には一般に次の二つの特質があった(注1)。一つは郷社合一と呼ばれるもので、基層=郷村レベルの空間の大きさをもって公社空間としたこと、いま一つはこの公社空間の中を一つの自律性の高い空間にするために工・農・商・学(文化教育)・兵(民兵、全民武装)の五結合を目指したことである。

問題は公社化が始まる以前,この基層空間にすでに郷人民代表大会と郷人民委員会を骨子とする一つの国家権力の末端組織が存在したことである。公社化に際し,郷人民代表大会が解消されて社員代表大会となり,郷人民委員会が社管理委員会となったのであるが,このゆえに公社は郷社合一であると同時に政社合一でもあるといわれた。

空間的に郷レベルと県・省レベルとの間に一つ

の断絶が生ずるのは常に抽象的権利主体に特化した集団 (国家・党官僚) がこの郷村レベルを出発点として上層レベルに向かってヒエラルヒー的に配置されてゆく形で、国家権力を構成していて、それゆえにこの郷村レベルにこそ抽象的権利主体と具体的経験主体との間の断絶の具体的空間的位置が生じざるをえないことにある。とすればここでは公社内に上層レベルへとヒエラルヒー的に配置されてゆくような「抽象的権利主体に特化された」人間一官僚集団がいるのかいないのかが重大な問題となる。その意味ではそのような理性段階における分化を克服する道が公社内でとられたか否かが重要であろう。

公社化のいま一つの特質である五結合ははたしてこうした理性の分化を克服する方策であったろうか。五結合が本来公社空間の自律性を高めることに狙いを置いたものであったことは確かであろう。

この自律性の向上は確かにイデオロギー・連念 定立,政策・自的定立レベルの権利が下放される ための条件をなすように思われる。しかしこの下 放された権利が具体的経験主体である下層庶民の 手に渡るのでなければ理性段階における分化を克 服する道は完成しない。

自律性の向上自体は公社空間内ですでに成立している一定の理性の分化に伴う分業位階体制=空間内代行主義政治そのものを克服することとは同義ではない。位階体制が残存する場合には下放された権利はこの体制の中で抽象的権利主体としての権利を保持する者達の手に当然握られることとなる。そこからは単に地方割拠主義しか生れないことは明瞭であろう。

したがって理性の分化とその位階化とを克服する方策が同時にとられない場合には、中央権力は

常に地方割拠主義を予防する政策を併行的に採る 必要に迫られ、逆説的であるが、自律性の向上に よって、手段定立的レベルを下放しても、理念・ 目的定立レベルではかえって郷レベルと県・省・ 中央レベルとの間の一層の位階化を強調すること にすらなりうるのである。

大躍進の様々の生産計画(水利建設,土法高炉建設など)がおおむね中央および省レベルで決定され、上意下達式に実行されるはめになったこと、さらに公社幹部が公社レベルでの生産計画案を能力以上の水準で作成し上申したり、生産実績については虚偽の過大報告をしたりしたのは恐らくこのような逆説が働いたためと思われる。

一方、都市部における両参一改三結合の試みは 明らかに理性の分化に伴う分業位階体制克服の試 みであった(注2)。この試みの出発点となったのは 1958年4月25日付と5月7日付『人民日報』に掲 載された黒龍江省慶華工具工場の企業管理工作の 実験である。その実験とはまず「労働者が管理に 参加し、幹部が労働に参加し、不合理な規則制度 を改革する」というもので『両参一改』と名付け られた。これを火付け役として次に同年12月5日 付『人民日報』は『三結合』(幹部・労働者・技術要 員が結合すること)の典型例として吉林省第一自動 車製造工場の例を紹介するとともに, 『両参一改 三結合』に加えて、『一交』(方針・任務および計画 の基本を大衆にひき渡すこと)と 『四 大』(大鳴・大 放・大字報・大弁論) の必要性が説かれ、これらを まとめて『交・大・参・改・結』と呼んだ。

一般労働者の管理参加、および『一交』でいうところの方針・任務・計画の下放とは基層レベル (工廠)以下、一般には職場 (車間)委員会レベルないし小組レベルでのことではあったが、明らかに政策定立レベルのことであり、この点について

の大字報・大弁論が許されたことはすでに紹介し た百家争鳴期と較べた場合、画期的なことと言わ ねばならない。ただし都市空間は居住空間と職域 空間とが各々相異なる基層レベルを持ち(つまり街 坊・街道里弄レベルと工廠レベル) 一種 の二 重 性を 帯びていることが恐らく重要である。上述の試み はひとまず職域空間のみに限定されるものであっ たが、むろんそれだけでは(居住空間をも含むもの にならなければ)都市住民を包括的な形でこの試み にくみ込むことはできない。この点が農村人民公 社の場合との根本的な相違であると考えられる。 とりわけ居住空間の編成は民兵組織をはじめとす る公安組織や学校・公教育組織と深い関わりがあ るだけに、この部分でどこまでの理性段階上での 権利が許容されたかが恐らく職域空間にも反映・ 影響をもたらしたであろう。

残り少ない紙数の中では到底この点についての 検討を進めることはできない。

わたしの以上の極めて粗雑な素描からひき出される結論は、大躍進においてはかろうじて都市空間の一部で政策・目的定立レベルの批判権が下層労働者に与えられ、事実かれらがこの権利を行使する経験を持つことができたということである。

こうして斉放・争鳴期から大躍進期に至る間に 下層庶民の一部は手段定立的レベルの権利獲得から,真の意味で権利と呼ばれうるものの一階梯, つまり目的定立的レベルの権利の獲得へと一つ階 段を上ることができたのである。

周知のように文化大革命は理念・イデオロギー・ レベルの大衆的批判運動であった。

むろん文化大革命期以前も代行主義政治の権利 一義務形式についての了 承 関 係に違 反してまで (つまり理念レベルの批判が下層庶民に権利として相互 了承されていない段階で) 理念レベルの批判を敢然 と行なう者がなくもなかった。しかしながらそうした人物は、ちょうどかつての彭湃がそうであったように、まったき狂人として扱われるのが通常であり、事実ある者は精神病院に留置されたのである。1963年4月、湖南省湘潭市の下部党員陳里率が省の精神病院にぶち込まれたのはそうした例の一つである(注3)。

文化大革命について議論する際にあらかじめ留 意しておくべき点を以下に列記する。

(1)農村および都市における基層空間レベルに運動が及んでいるか否か――空間上の問題。

(2)基層レベルに登場する批判主体がどこまで具体的・抽象的主体たりえているか――理性段階上の問題 I。

(3)批判がどこまで目的・政策レベルを越えてイデオロギー・理念レベルに達しているか――理性 段階上の問題II。

一般に具体的経験主体が政策レベルをさらに越えてイデオロギー・思想レベルにまで批判的意識を働かせる権利,つまり理念定立的理性を行使する権利を相互了承の下に与えられる場合,その空間意識が目にし手に触れうる具体的生身の空間から遊離し,より抽象的でグローバルな空間へと飛翔してしまう可能性がある。換言すれば具体的経験主体がその具体性,つまり基層空間を忘却してしまう危険性であり,イデオロギーの物象性の存在論的基礎がその基層空間にあることを見失ってしまう危険性である。具体的経験主体が具体的経験主体であり続けながら同時に抽象的権利主体になること,つまり具体的抽象的主体へと転成することは必ずしも容易ではない。

一つの仮説としては文革期の大半の批判は政策 レベルにとどまっており、イデオロギー・レベル では上層・中央レベルからあらかじめ提起された 二つの路線のうちどちらを選ぶのかというような 形の選択的自由の範囲をほとんど越えることはな かったと思われる。さらに空間編成上では大躍進 期における不徹底さと同様のものが残され、具体 的抽象的主体(真の批判者)たりえたものは都市 の一部の下層庶民に近いレベルの人々(一部の造 反労働者および非エリート学生)に過ぎなかったと 思われる。にもかかわらずその数は無視しうるほ ど少ない数でもないと思われる。それにそうした 人々は斉放・争鳴や大躍進の後と同様の代行主義 政治への一定の退行にも似た「ゆり戻し」があっ たにせよ、イデオロギー・思想レベルにまで達す る批判権を放棄することによって権利一義務形式 についての了承関係にくみ込み直されることはな いと思われる。

真の意味の批判者とは、理念・イデオロギーの物象化作用を思想闘争を通じて目のあたりにしたものたちである。自前のイデオロギー、つまり具体的経験主体であることをあくまでやめることなく同時に抽象的権利主体となりえたもののみが持つイデオロギーは、党派や組織(互いに対立する諸党派・組織であっても事柄は同じである)からできあいの形で与えられたイデオロギーを所有する場合とは異なって、簡単には一つの方向にその主体のエネルギーを収斂させない。

文革によって流された血は極めて膨大なものがある(注4)。国共内戦の時期と異なって、それは空間的に自律的な二つの支配区(白区と赤区)が存在することによって起こった戦いではなく、下層庶民が真の思想的批判者になりそこねた時に、具体的空間を忘却しつつ、それでいて実体的エネルギー提供者としての物理力を、特定の思想が指し示す方向に収斂させたことによって生じた戦いであった。かつて世界史のいかなる時代にも同一空

間内での思想闘争と呼ばれる過程で生じた思想の 物象力によってかくも多量の血が流された例を私 は知らない。

中国の現代はそれゆえ思想の物象化作用の恐ろ しさを意識の根底から自覚した人々の真の批判者 への転成=具体的抽象的主体の登場の時代である と思われる。

文革期については稿を改めて詳細な議論を展開することを約して小結としたい^(注5)。

(注1) 具体的には1958年当時、この公社空間の大きさは戸数にして数千戸、人口にして約1万から4万であり、同年9月末現在で全国に2万6000余社が成立した。以下事実関係はおおむね、関鋒「略論人民公社的偉大歴史意義」(『人民公社向共産主義過渡的問題』科学出版社 1958年)によっている。

(注2) 両参一改三結合の成立過程に関しては野村浩一「文化と革命——現代中国の基底——」(野村編著前掲『文化と革命』74~81ページ)が簡潔を得た分析を行なっている。

(注3) 「陳里寧同志三月八日(一九六七年)在中国科学院講話稿——憤怒控訴劉少奇,鄧小平反革命修正主義路線的滔天罪行」(『新時代的狂人』発行者不明1967年)。

(注4) スタンレー・カーノウ著,風間龍・中原康二共訳『毛沢東と中国――終りなき革命――』下 時事通信社 1973年によれば,1968年5月3日の広西省梧州市におけるいわゆる梧州事件では一時の銃殺処刑で317人が殺害され,この事件を通じては5万人が死亡,2万人が雲南,貴州,広東などの隣接省へ逃走したといわれる。同書にはこの種の事件のかなり克明な紹介がある。

(注5) 小稿はアジア経済研究所における「プロレタリア文化大革命の思想史的研究」委員会1975~76年度(主査・山口一郎氏)における共同研究の結果に基づくものである。この機会に若干の加筆修正を行なったが、その際、田近、吉田、桐葉の三氏から貴重な教示をえた。

(アジア経済研究所調査研究部)